

午前十時開議

○下山芳男委員長 ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

---

○下山芳男委員長 1 第四回区議会定例会について、③提出予定案件等について。

○須藤総務部長 それでは、令和七年第四回世田谷区議会定例会提出予定案件の追加について御報告いたします。本日、十一月二十六日現在となります。議案八件。

議案です。総務部より、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これら四件につきまして、別紙1のとおり、各職員の給与の改定等について定めるものとなってございます。

続きまして、④世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

続きまして、次のページを御覧いただきまして、世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

これら四件の議案につきましては、別紙2のとおり特別職の報酬等を改定するものとなってございます。

また、既に配付させていただいている区長の招集挨拶の追加、それから修正についての御報告をさせていただきます。

お手元のタブレット、九ページ、一〇ページの資料のほうを御覧ください。ただいま御報告いたしました議案の追加に伴いまして、1にあります追加箇所、内容のとおり、職員の給与改定等についての内容を追加させていただいてございます。また、修正箇所につきましては、そちらの内容のとおり修正をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日、議案を配付させていただきました世田谷区教育委員会教育長任命の同意につきましての御説明を申し上げます。

本年十一月三十日をもちまして世田谷区教育委員会教育長の知久孝之さんの任期が満了

となるため、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定に基づきまして御提案を申し上げるものでございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本議案につきましては、参考として、候補者の個人情報を含む資料が添付されておりますので、皆様におかれましては、取扱いに十分御注意いただくようお願ひを申し上げます。

私からは以上です。

○中渕区議会事務局長 ただいま総務部長から説明がありました教育委員会教育長任命の同意の議案につきましては、情報共有システムに掲載しております。本件の取扱いにつきましては、この後の進行次第の中で御説明させていただきます。

次に、給与関連の条例改正八件についてでございますが、期末手当に関する内容が含まれており、基準日が十二月一日となっている関係から今月中の議決が必要となるため、議長の下、本会議三日目に議決できるよう、本会議二日目に付託することで準備を進めてございます。

本日の本会議終了後、本八件の事前説明を行うため、企画総務委員会が開催されると伺っておりますが、その後、正式に議案として提出されれば、議運理事会、議会運営委員会で取扱いを御協議いただくこととなりますので、御承知おき願います。

また、同じく総務部長から説明のありました区長招集挨拶の差替えにつきましては情報共有システムに掲載しておりますので、御承知おき願います。

○下山芳男委員長 ②初日の本会議の進行次第について。

○中渕区議会事務局長 レジュメを御覧願います。開会・開議は、本日の午後一時でございます。

開議後、まず会議録署名議員の指名が行われます。十六番河村みどり議員及び三十三番いたいひとし議員が指名されます。

次に、会期の決定が行われます。タブレット一一ページの「会期日割表」を御覧願います。会期は十一月二十六日水曜日から十二月五日金曜日までの十日間でございます。質問通告を受けましたので、代表質問と一般質問の割り振りを行っております。まず、本日の午後は代表質問の後、懲罰特別委員会の委員長報告、表決となります。次に、二十七日は午前中が代表質問、午後が一般質問、議案の付託となります。そして、二十八日は、一般質問の後、議案の付託等となります。

レジュメにお戻り願います。次に、区長の招集挨拶を受けます。

区長の招集挨拶の後、諸般の報告が行われます。タブレット一二ページの資料「諸般の報告」を御覧願います。既に開催通知とともに掲載しておりますが、これらに関し、現時点では質疑の通告を受けてございません。諸般の報告につきまして質疑なしで進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 レジュメにお戻り願います。引き続き議事案件に入ります。タブレット一三ページから一五ページに「議事日程」、「本日の会議に付する事件」及び「代表・一般質問予定表（案）」をおつけしてございます。

なお、「議事日程」は、本日の本会議に関する文書として情報共有システムに掲載いたします。

タブレット一五ページの「代表・一般質問予定表（案）」に基づき御説明いたします。

初日は、まず日程第一、代表質問が行われます。共産から立無愛までの三名の代表質問が行われます。代表質問、一般質問の具体的な内容は、タブレット一六ページから二八ページの「質問順序一覧」を後ほど御参照願います。

休憩につきましては、共産及び自民終了後、それぞれ二十分程度を予定しております。質問の残時間につきましては、残時間表示により周知いたします。また、残り一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。一般質問につきましても同様となりますので、よろしくお願ひいたします。

レジュメにお戻り願います。次に、日程第二、みやかおり議員に対する懲罰が上程されます。上程後、みや議員には除斥の規定により御退席願います。

次に、懲罰特別委員長から報告を受けます。なお、懲罰特別委員会での結論は、懲罰を科さないとするものでございます。

次に、委員長報告に対し、生ネの関口議員及び虹の上川議員より、それぞれ賛成の立場で意見の申出がございます。

意見についての発言時間は、一委員長報告当たり一會派十分を上限に、二分三十秒に会派の構成員数を掛け、一分未満は切り上げた時間とし、壇上にて行うことが既に確認されております。その確認によりますと、生ネは五分、虹は三分となりますが、このように取

り扱うことによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 それでは、お諮りいたします。採決は挙手によって行います。

ただいまの局長説明のとおり進めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○下山芳男委員長 挙手多数と認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 発言の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。

また、発言の順序につきましては、既に確認されているとおりに割り振りますと、虹の上川議員、生ネの関口議員の順となります。

続いて、採決に入ります。採決につきましては、委員長報告のとおりによろしいか、お諮りすることとなります。電子採決とすることによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 採決について、ただいまの局長説明のとおり、電子採決とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 委員長報告どおりに決定されれば、みや議員の除斥を解除し、再出席いただきます。

最後に、議事の終了が宣告されます。なお、懲罰特別委員会は、本件を議決した時点で自動消滅いたします。

以上で初日は散会となります。散会予定時刻は午後五時二十分頃を予定しております。

初日の進行次第につきまして、全体を通して以上のとおり進めることによろしいか、お諮りをお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 初日の進行次第について、全体を通して、ただいまの局長説明のとおり進めることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○坂本みえこ委員 代表質問で中里議員がパネルを使用しますので、お願ひします。

○中渕区議会事務局長 なお、冒頭で御説明いたしましたが、本日の本会議終了後、企画

総務委員会が開催され、追加案件の事前説明が行われる予定でございます。

○下山芳男委員長 ③二日目の本会議の進行次第について。

○中渕区議会事務局長 レジュメを御覧願います。日時・開議は、十一月二十七日木曜日午前十時でございます。

タブレット二九ページから三〇ページに二日目の「議事日程」、「本日の会議に付する事件」をおつけしてございます。先ほどのタブレット一五ページ「代表・一般質問予定表（案）」に基づき御説明いたします。

開議後、直ちに日程第一、代表質問に入ります。この日は公明党、F行革の二名の代表質問が行われます。休憩につきましては、公明終了後に十分程度、また、F行革終了後に五十分程度の昼食休憩を予定しております。午後一時に再開し、日程第二、一般質問に入ります。この日は十二名の質問が予定されております。一般質問は、質問時間一人十分以内で行うこととなります。順序は抽せんで決定されたものでございます。まず、桜井議員からひえしま議員までの四名の質問が行われます。ここで二十分程度の休憩を取ります。次に、若林議員から佐藤正幸議員までの四名の質問が行われます。ここで二十分程度の休憩を取ります。その後、坂本議員から青空議員までの四名の質問が行われます。

次に、二日目的一般質問終了後、日程第三が上程されます。前回御説明いたしました手数料条例の改正一件でございます。提案理由説明の後、企画総務委員会に付託されます。

以上で二日目は散会となります。散会予定時刻は午後五時五十分頃を予定しております。

二日目の進行次第につきまして、以上のとおり進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○桃野芳文委員 二日目、十一月二十七日、田中優子議員の代表質問と、ひえしま進議員の一般質問でパネルを使います。よろしくお願ひいたします。

○加藤たいき委員 二日目、我が会派の山口議員がパネルを使わせていただきます。御承知おき願います。

○ひうち優子委員外議員 二日目、私の一般質問でパネルを使用いたします。よろしくお願いします。

○下山芳男委員長 二日目の進行次第について、ただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 なお、冒頭で御説明いたしました給与関連の条例改正八件について、正式に議案として提案されれば、二日目の進行につきまして改めて御協議いただくこととなりますので、御承知おき願います。

また、二日目の本会議終了後に企画総務委員会が開催され、付託議案の審査が行われる予定でございます。委員会での結論が出されれば、三日目の本会議休憩中に議運理事会、議会運営委員会が順次開催され、採決方法など進行次第について御協議いただくこととなります。本件につきまして意見がある場合は、三日目の本会議休憩中の議運理事会の前までに御通告願います。また、賛否につきましても申出を願います。

○下山芳男委員長 ③三日目の本会議の進行次第について。

○中渕区議会事務局長 レジュメの裏面を御覧願います。日時・開議は、十一月二十八日金曜日午前十時でございます。

タブレット三一ページから三三ページに三日目の「議事日程」、「本日の会議に付する事件」をおつけしてございます。先ほどの「代表・一般質問予定表（案）」に基づき御説明いたします。

開議後、直ちに日程第一、一般質問に入ります。この日は、一般質問の残りの方十八名の質問が行われます。質問時間は一人十分以内でございます。まず、原田議員から岡川議員までの三名の質問が行われます。ここで十分程度の休憩を取ります。次に、津上議員からつるみ議員までの三名の質問が行われます。ここで五十分程度の昼食休憩を取ります。午後一時に再開し、くろだ議員から畠山議員までの四名の質問が行われます。ここで二十分程度の休憩を取ります。次に、上川議員からおぎの議員までの四名の質問が行われ、二十分程度の休憩を取ります。その後、平塚議員から岡本議員までの四名の質問が行われ、十分程度の休憩を取ります。

以上で一般質問は終了いたしましたが、一般質問につきまして、以上のとおり進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○加藤たいき委員 三日目は、我が会派のおぎの議員がパネルを使わせていただきますので、御承知おき願います。

○下山芳男委員長 三日目の一般質問について、ただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 レジュメにお戻り願います。本会議再開後、日程第二から第十四が一括上程されます。補正予算一件、条例改正六件、請負契約二件、契約変更二件、財産の取得一件、諮問一件の計十三件でございます。提案理由説明の後、企画総務委員会に付託されます。

なお、本十三件のうち、日程第六及び第七の職員に関する条例改正二件につきましては、人事委員会の意見聴取を行っており、タブレット三四ページの資料のとおり異議ありませんとの回答を得ております。この回答につきましては、本会議に関する文書といたしまして、情報共有システムに掲載し、報告することとなります。

次に、日程第十五が上程されます。人権擁護委員候補者推薦の諮問でございます。本件は、十一月十日の区民生活委員会で説明済みでございます。既に確認いただいているとおり、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、意見なしで進めることとなります。また、表決は、全会派とも異議がなければ簡易採決となります。そのような取扱いでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 人権擁護委員候補者推薦の諮問の表決については、ただいまの局長の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 次に、日程第十六から第二十が一括上程されます。条例新設一件、条例改正一件、指定管理者の指定三件の計五件でございます。提案理由説明の後、福祉保健委員会に付託されます。

次に、日程第二十一及び第二十二が一括上程されます。指定管理者の指定一件、路線認定一件の計二件でございます。提案理由説明の後、都市整備委員会に付託されます。

次に、日程第二十三が上程されます。条例廃止一件でございます。提案理由説明の後、文教委員会に付託されます。

次に、日程二十四が上程されます。条例改正一件でございます。提案理由説明の後、本会議に諮って、子ども・若者施策推進特別委員会に付託されます。

次に、日程二十五、世田谷区教育委員会教育長任命の同意が上程されます。本件は人事案件でございますので、既に確認されているとおり、委員会付託を省略することとなります。

進行について御説明いたします。上程後、区長による提案理由の説明がございます。説明後、委員会付託の省略を図り、採決となります。採決は電子採決によって行います。同意が得られた後、挨拶がございます。本件に関し、発言の申出があれば、二十七日木曜日の正午までに御通告願います。発言通告が出された場合は、改めて議運理事会、議会運営委員会を開催し、進行について御協議いただくこととなりますので、御承知おき願います。

最後に、日程第二十六、請願の付託が上程されます。タブレット三五ページの資料「請願受理件名表」を御参照願います。十一月十八日火曜日正午に締め切り、陳情一件を受理いたしました。件名表のとおり、本会議に諮り、子ども・若者施策推進特別委員会に付託することとなります。

以上で三日目は散会となります。散会予定時刻は午後六時十分頃を予定しております。

三日目の進行次第につきまして、全体を通して以上のとおり進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 三日目の進行次第について、全体を通して、ただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 次に、報道関係者への対応についてでございますが、報道関係者から本会議場での写真撮影等の事前の申出がこの議会運営委員会終了後にあった場合でも、議会運営委員会で既に確認されている条件の下で、議長の判断に基づき許可することでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 報道関係者への対応については、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

続きまして、⑩エフエム世田谷での区議会録音放送の放送予定について。

○水谷区議会事務局次長 タブレット端末三六ページから三七ページにエフエム世田谷の放送予定表をおつけしておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、放送時間に変更があった場合は、隨時、情報共有システム内のポスティング資料フォルダに最新の放送予定表を保存いたしますので、よろしくお願ひいたします。

---

○下山芳男委員長 2 議会制度研究会における検討状況について。

議会制度研究会における検討状況について、議会制度研究会座長より報告がございました。

ここに中塚副座長がいらっしゃいますので、本件について御報告をお願いいたします。

○中塚さちよ委員 議会制度研究会での検討状況について中間報告をいたします。

三八ページの議会制度研究会検討経過報告を御覧ください。十一月十七日に開催いたしました第六回研究会で意見の一致を見た事項について御報告いたします。

まず、項目番号 2、議会の動画にテロップを入れること（障害者の方への配慮）については、経費や事務負担に配慮しつつ、現在の中継契約を更新するタイミングでテロップの導入を検討する。また、UDトークを活用した文字データをホームページで公開するとともに、ユーチューブでの配信を検討すると決定いたしました。

次に、項目番号 3、議会（委員会を含む）の議事録（速記録）の公開を早めることについては、事務局が校正作業を行った後、速記録をホームページで公開すると決定いたしました。

以上で議会制度研究会の中間報告を終わります。

○下山芳男委員長 ただいまの報告に対し、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 それでは、議会制度研究会で意見の一致を見た事項につきまして、座長報告のとおりとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

○下山芳男委員長 3 次回委員会。次回委員会は、十二月五日金曜日午前十時からとなりますが、給与関連条例について正式に議案が提案されれば、明日の午前九時三十分、二日目本会議の開会前から開催することとなりますので、よろしくお願ひいたします。

---

○下山芳男委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十時二十四分散会

---